

一、相关新法令、新政策

● 关于改进出口收结汇联网核查管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局
【发布文号】汇发〔2009〕10号
【发布日期】2009-01-15
【实施日期】2009-01-15

【提 示】为提高企业流动资金使用效益，大力推动贸易便利化，该通知对现行的出口收结汇联网核查管理体系从如下方面做了改进：

1. 对于企业确已实际出口并收汇，但因出口数据传输时滞原因导致可收汇余额暂时不足的，银行可凭企业承诺说明函（应包括实际出口日期、相应收汇日期、承诺所述情况真实等，并加盖单位公章）先行为企业办理待核查账户资金结汇或划转，并逐笔登记台帐。
2. 自 2009 年 02 月 15 日起，将来料加工收汇比例统一由 20%调整为 30%。
3. 对于因汇率变动形成的多收汇差额资金，企业可凭情况说明直接到银行办理从待核查账户中结汇或划转的手续。
4. 对于因一笔收汇包含多种性质、企业错误说明或银行工作失误导致的进入待核查账户的服务贸易项下资金，企业可凭情况说明合同发票等有关单证直接到银行办理从待核查账户的划出或结汇手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=8030200000000000,33&id=4

● 关于明确非居民企业所得税征管范围的补充通知

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2009〕50号
【发布日期】2009-01-23

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于明确非居民企业所得税征管范围的补充通知
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/>

一、関連する新法令、新政策

● 輸出時の外貨決済オンライン照合管理の関係事項を改善することについての通知

【発布機関】国家外貨管理局
【発布番号】匯発〔2009〕10号
【発布日】2009-01-15
【施行日】2009-01-15

【コメント】企業の流動資金の使用上の効果を引き上げ、貿易の利便化を大幅に推進させるため、本通知は現行の輸出時の外貨決済オンライン照合管理システムについて、次の方面から改善を行った。

1. 企業が確かに実際に輸出し、外貨を受け取っているが、輸出データの伝送時間が滞ったために、外貨受取可能残額が一時的に不足してしまった場合、銀行は企業の承諾説明書簡（実際の輸出日、かかる外貨受取日、説明した状況が真実であることの承諾などを含み、企業の公印を押捺すること）をもとに、事前に企業のために未調査口座資金の外貨決済又は振替手続を行い、一件ごとに台帳登記を行うことができる。
2. 2009年2月15日から、来料加工の外貨受取率を一律20%から30%に調整する。
3. レートの変動により生じた余分な外貨受取差額資金については、企業は状況説明書を銀行に直接持参し、未調査口座の中から外貨決済又は振替の手続を行うことができる。
4. 1回の外貨受取において複数の性質のものが含まれ、企業の誤った説明又は銀行の作業ミスにより発生した未調査口座に入金されるサービス貿易による資金について、企業は状況説明書、契約書の領収書等の関係書類を銀行に直接持参し、未調査口座からの振替又は外貨決済手続を行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=8030200000000000,33&id=4

● 非居民企業所得税徴収管理範囲を明確にすることについての補足通知

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国税函〔2009〕50号
【発布日】2009-01-23

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
非居民企業所得税徴収管理範囲を明確にすることについての補足通知

[n8137537/n8138502/8859431.html](http://www.chinatax.gov.cn/n8137537/n8138502/8859431.html)
 关于调整新增企业所得税征管范围问题的通知(国税发〔2008〕120号)
<http://www.chinatax.gov.cn/n8137537/n8138502/8767624.html>

● **关于做好 2008 年度企业所得税汇算清缴工作的通知**

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2009〕55号
 【发布日期】2009-02-06
 【提示】该通知对《企业所得税法》(以下简称“新税法”)实施以前财政部、国家税务总局发布的企业所得税有关文件的法律效力进行了规定,具体如下:

管理性、程序性文件	凡不违背“新税法”规定原则的,在没有制定新的规定前,可以继续参照执行。
政策性文件	以“新税法”以及“新税法”实施后发布的相关规章、规范性文件为准。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.chinatax.gov.cn/n8137537/n8138502/8859665.html>

● **持有《上海市居住证》人员申办本市常住户口试行办法**

【发布单位】上海市人民政府
 【发布文号】沪府发〔2009〕7号
 【发布日期】2009-02-12
 【实施日期】2009-02-12 至 2012-02-11
 【提示】根据该办法,来沪创业、就业,并持有《上海市居住证》的境内人员,同时符合下列条件的,可申请排队轮候办理上海市户籍:

1	持有《上海市居住证》满 7 年;
2	持证期间按规定参加本市城镇社会保险满 7 年;
3	持证期间依法在本市缴纳所得税;
4	在本市被聘任为中级及以上专业技术职务或者具有技师(国家二级以上职业资格证书)以上职业资格,且专业及工种对应;
5	无违反国家及本市计划生育政策规定行为、治安管理处罚以上违法犯罪记录及其他方面的不良行为记录。

【备注】据悉,上海市人力资源和社会保障局正会同相关部门制定该试行办法的实施细则与操作规程。实施细则是对该试行办法中有疑问的条款进行解释。初步估计,实施细则将在 2009 年 07、08 月前出台。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8137537/n8138502/8859431.html>
 企業所得稅徵收管理範圍を調整し追加することについての通知(国税発〔2008〕120号)
<http://www.chinatax.gov.cn/n8137537/n8138502/8767624.html>

● **2008 年度企業所得稅集計納付作業を貫徹することについての通知**

【発布機関】国家稅務總局
 【発布番号】国税函〔2009〕55号
 【発布日】2009-02-06
 【コメント】本通知は「企業所得稅法」(「新稅法」という)が実施する、これまでに財政部、国家稅務總局が公布した企業所得稅に関する文書の法的効力について規定を行っており、具体的には次のとおりである。

管理的、手続的文書	「新稅法」に定める原則に違背しないものであれば、新しい規定が制定されるまでは、引き続き参照し執行できる。
政策的文書	「新稅法」及び「新稅法」施行後に公布された関連規則、規範性文書を基準とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8137537/n8138502/8859665.html>

● **「上海市居住証」を保有する人員が上海市住民戸籍を申請することについての試行弁法**

【発布機関】上海市人民政府
 【発布番号】滬府発〔2009〕7号
 【発布日】2009-02-12
 【施行日】2009-02-12 至 2012-02-11
 【コメント】本弁法によると、上海に移り住み創業し、就業し、尚且つ「上海市居住証」を保有する国内の人員で、次に掲げる条件に同時に適合する場合、上海市戸籍取得手続の順番待ちを申請することができる。

1	「上海市居住証」を保有し、満 7 年が経過していること。
2	証書保有期間中に、規定どおりに上海市都市社会保険に加入し、満 7 年が経過していること。
3	証書保有期間中に、法に照らして上海市で所得税を納付していること。
4	上海市で中級以上の技術役職に任用され、又は技師(国家二级以上の職業資格証書)以上の職業資格を保有し、尚且つ専門と職種が対応していること。
5	国及び上海市の計画出産政策規定に違反する行為、治安管理处罚以上の違法犯罪記録及びその他の方面での不良な行為記録がないこと。

【備考】情報筋によると、上海市人的資源社会保障局は現在關係部門と本試行弁法の実施細則と操作規定を制定している。実施細則は、本試行弁法の中で疑問を残す条項について解釈を行うものである。予想では、実施

目前，暂未确定“居住证转户籍”的受理窗口，也暂无咨询电话可供答疑。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai17537.html>

● **关于开展 2009 年外商投资企业联合年检工作的通知**

【发布单位】商务部、财政部、国家税务总局、国家工商行政管理总局、国家统计局、国家外汇管理局

【发布文号】商资函〔2008〕93 号

【发布日期】2009-02-16

【提 示】根据该通知，2009 年 03 月 01 日至 06 月 30 日为外商投资企业联合年检办公时间。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/gzdt/2009-02/27/content_1244536.htm

● **旅行社条例**

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 550 号

【发布日期】2009-02-20

【实施日期】2009-05-01

【提 示】该条例适用于中国境内旅行社（包括外商投资旅行社）的设立及经营活动。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/26/content_1244073.htm

● **中华人民共和国食品安全法**

【发布单位】第十一届全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第九号

【发布日期】2009-02-28

【实施日期】2009-06-01

【提 示】该法令共十章 104 条，对食品安全风险监测和评估、食品安全标准、食品生产经营、食品检验、食品进出口、食品安全事故处置、食品安全监管体制等各项制度进行了补充和完善。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246367.htm

細則は 2009 年 7 月、8 月頃までに公布されるようである。現在、「居住証の戸籍化」を受理する窓口は確定されておらず、質問に答える電話相談窓口も設定されていない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai17537.html>

● **2009 年外商投资企业联合年度检查作业实施事项的通知**

【発布機関】商務部、財政部、国家稅務總局、国家工商行政管理總局、国家統計局、国家外貨管理局

【発布番号】商資函〔2008〕93 号

【発布日】2009-02-16

【コメント】本通知によると、2009 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までを外商投資企業の連合年度検査実施期間とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2009-02/27/content_1244536.htm

● **旅行社条例**

【発布機関】國務院

【発布番号】國務院令 550 号

【発布日】2009-02-20

【施行日】2009-05-01

【コメント】本条例は中国国内の旅行社（外商投資旅行社を含む）の設立及び経営活動に適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/26/content_1244073.htm

● **中華人民共和國食品安全法**

【発布機関】第十一期全國人民代表大會常務委員會

【発布番号】主席令第九号

【発布日】2009-02-28

【施行日】2009-06-01

【コメント】本法令は計 10 章 104 条から成り、食品安全リスクのモニタリング及び評価、食品安全基準、食品生産経営、食品検査、食品の輸出入、食品事故への対処、食品安全監督管理体制等の諸制度について補足と整備を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246367.htm

● [中华人民共和国刑法修正案（七）](#)

【发布单位】第十一届全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】主席令第十号
【发布日期】2009-02-28
【实施日期】2009-02-28
【提示】此次刑法修正案主要涉及打击走私、证券“老鼠仓”行为、偷税、组织传销、非法从事金融业务、绑架、非法泄露个人信息、“黑客”行为、受贿、巨额财产来源不明等内容。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246438.htm

● [中華人民共和國刑法修正案\(七\)](#)

【発布機関】第十一期全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第十号
【発布日】2009-02-28
【施行日】2009-02-28
【コメント】この度の刑法改正案は、主に密輸、証券の「ねずみ講」行為、脱税、組織的マルチ商法、不法な金融業務の取り扱い、誘拐、個人情報不法な漏洩、「ハッカー」行為、収賄、巨額資産の源泉が不明であること等を取締る旨の内容が含まれている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246438.htm

● [中华人民共和国保险法](#)

【发布单位】第十一届全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】主席令第十一号
【发布日期】2009-02-28
【实施日期】2009-10-01
【提示】《保险法》此次修改，增加了保护投保人、被保险人合法权益等内容。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246444.htm

● [中華人民共和國保險法](#)

【発布機関】第十一期全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第十一号
【発布日】2009-02-28
【施行日】2009-10-01
【コメント】「保険法」はこの度の改正により、保険契約者、被保険者の適法な権益の擁護等の内容が追加された。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246444.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● [最高人民法院拟出台审理劳动争议司法解释](#)

为正确审理劳动合同纠纷案件，最高人民法院正在起草“关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释”。该草案对七种规避无固定期限合同的行为、未签合同的责任、试用期的约定及报酬等进行了规定。具体如下：

用人单位规避与劳	在以下情形下，劳动者的工作年限或者订立固定期限劳动合同的次数应当连续计算： 1. 为使劳动者工龄清零，迫使劳动者辞
----------	--

二、関連する新情報

● [最高人民法院は労使紛争を審理するための司法解释を公布する](#)

労働契約紛争案件正確に審理するため、最高人民法院は「労使紛争案件を審理するにあたって法律を適用する場合の若干事項についての解釈」を起草中である。本草案は、期限の定めなき労働契約を回避する 7 通りの行為、契約未締結の責任、試用期間の約定及び報酬等の状況について規定を行っており、具体的には次のとおりである。

雇用者が労働者と	次の状況の場合、労働者の就業年数又は有期労働契約の締結回数は、連続して計算しなければならない。 1. 労働者の勤続年数をゼロに戻すために、
----------	--

劳动者订立无固定期限劳动合同的七种情形	职后再重新与其签订劳动合同的； 2. 通过设立关联企业，与劳动者签订劳动合同时交替变换用人单位名称的； 3. 通过注销原单位、设立新单位的方式，将劳动者重新挪用到新单位，但工作地点、工作内容没有实质性变化的； 4. 通过非法劳务派遣的； 5. 通过非法业务外包的； 6. 通过非法全日制用工的； 7. 其他明显违反诚实信用和公平原则的规避行为。
未签合同的违约责任	《劳动合同法》实施前用人单位未与劳动者订立书面劳动合同，劳动者要求用人单位每月支付二倍工资的，不予支持。
试用期的约定及报酬	1. 同一用人单位与同一劳动者在劳动关系连续存续期间只能约定一次试用期。 2. 劳动者与用人单位对试用期工资约定不明或者没有约定的，实行同工同酬。

(摘自 2009 年 02 月 20 日中国政府法制信息网)

期限的定めなき労働契約の締結を回避する7通りの状況	労働者にいったん辞職した後で、改めて労働契約を締結し直すよう強制するケース。 2. 関連企業を設立することにより、労働者と労働契約を締結する際に、雇用者である企業の名称を変更するケース。 3. もとの企業を取消し、新しい企業を設立することにより、労働者を新しい企業に移管するが、勤務場所、作業内容に実質的な変化がないケース。 4. 不法な劳务派遣を通すケース。 5. 不法な業務アウトソーシングを通すケース。 6. 不法な全日制雇用を通すケース。 7. その他、信義誠実及び公平原則に明らかに違反する回避行為。
契約未締結の責任	「労働契約法」施行前に雇用者と労働者が書面での労働契約を締結しておらず、労働者が雇用者に毎月二倍の給与を支払うよう求める場合、これは支持しない。
試用期間の約定及び報酬	1. 同一の雇用者と同一の労働者は労働関係の連続した存続期間中は試用期間を1回しか設定することができない。 2. 労働者と雇用者が試用期間中の給与について明確にしておらず又は約定がない場合、同一の労働に対しては同一の報酬を与えるものとする。

(2009 年 2 月 20 日付の中国政府法制情報網ウェブサイトより抜粋)

● **最高人民法院出台 17 条便民措施**

日前，最高人民法院发布《最高人民法院关于进一步加强司法便民工作的若干意见》（法发〔2009〕6号）。该意见共 17 条，主要包括：

1. 基层人民法院可以采用电话、网络等方式预约立案。
2. 进一步强调法院调查取证的职责。
3. 建立诉讼文书公开查询制度。
4. 规定案件监督卡制度。案件审结时由当事人自愿填写对办案人员工作的评价意见。
5. 写好裁判文书。裁判文书一是用语要力求通俗、简洁、易懂；二是要力求论证充分、说理透彻、适用法律适当；三是准确无误，避免错误和遗漏。

最高人民法院研究室负责人将该意见归纳为 6 个方面进行了解读。查阅阅读全文，请点击以下网址：

<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126120>。

(摘自 2009 年 02 月 23 日《人民法院报》)

● **最高人民法院が人々に利する措置を 17 条公布した**

先頃、最高人民法院は「人々に利する司法作業を一層強化することについての最高人民法院による若干の意見」(法発〔2009〕6号)を公布した。本意見は計 17 条であり、主な内容は次のとおりである。

1. 末端の人民法院は電話、インターネット等により立件を予約することができる。
2. 法院による調査証拠収集の職責を一層強調する。
3. 訴訟書類公開照会制度を構築する。
4. 案件の監督カード制度を規定する。案件が結審する際に、当事者が案件処理者に対する評価意見を自由意志で記入する。
5. 裁判書類を確実に作成する。裁判書類は言葉をわかりやすく、簡潔にするよう努め、論証を充分にし、理論的説明を透徹し、適用する法律が適切であるようにし、正確で誤りがなく、ミスと手落ちがないようにしなければならない。

最高人民法院研究室の責任者はこの意見を 6 つの方面にまとめ解釈している。解釈の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=126120>。

(2009 年 2 月 23 日付の「人民法院報」より抜粋)

- 国务院会议原则通过有色金属产业和物流业调整振兴规划

国务院总理温家宝日前主持召开国务院常务会议，审议并原则通过有色金属产业和物流业调整振兴规划。查看相关信息，请点击以下网址：
国务院会议原则通过有色金属产业和物流业调整振兴规划

http://www.gov.cn/lhdh/2009-02/25/content_1242755.htm

国务院新闻办公室介绍重点产业调整和振兴规划情况

<http://www.gov.cn/wszb/zhibo312/wzsl.htm>

(摘自 2009 年 02 月 25 日中国政府网)

- 中国出口加工区功能将全面拓展

据海关总署消息，出口加工区 2009 年将全面开展保税物流功能和开展研发、检测、维修业务。下一步海关还要将具备条件的保税区、出口加工区、保税物流园区整合转型为保税港区或综合保税区，并最终使内陆的海关特殊监管区域整合为“综合保税区”，沿海沿江的海关特殊监管区域整合为“保税港区”，实现功能、政策、管理制度、监管模式等的规范统一。

(摘自 2009 年 02 月 25 日人民网)

- 对《反垄断法》中“相关市场”界定问题的理解和简析

“相关市场”是反垄断法律的核心概念之一，对于《中华人民共和国反垄断法》(2008 年 08 月 01 日施行；以下简称“《反垄断法》”)所规制的三种垄断行为(垄断协议；滥用市场支配地位；经营者集中)的认定，都需要首先对“相关市场”进行界定。因此，科学、合理的界定“相关市场”对认定垄断行为具有重要意义。为此，商务部日前起草了《关于相关市场界定的指南(草案)》(以下简称“《草案》”)，对《反垄断法》第 12 条中规定的较为原则的“相关市场”的定义作了具体的、操作性强的细化，《草案》已于 2009 年 01 月通过商务部网站向全社会征求意见。本文试结合《草案》，对“相关市场”的界定问题作一简要解析。

对“相关市场”本质的认识

1. 界定“相关市场”在反垄断法体系中具有重要意义

- 国务院会议、非鉄金属産業及び物流業の振興計画調整を原則可決した

温家宝国务院総経理は先頃国务院常務會議の開催を主宰し、非鉄金属産業及び物流業の振興計画調整を審議し、原則可決した。かかる情報をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

国务院會議は、非鉄金属産業及び物流業の振興計画調整を原則可決した

http://www.gov.cn/lhdh/2009-02/25/content_1242755.htm

国务院新聞弁公室は重点産業の調整及び進行計画の状況を説明した

<http://www.gov.cn/wszb/zhibo312/wzsl.htm>

(2009 年 2 月 25 日付の中国政府網ウェブサイトより抜粋)

- 中国輸出加工区機能が全面的に拡張される

税関総署からの情報によると、輸出加工区は 2009 年に保税物流機能を全面的に拡張し、研究開発、検査測定、保守業務を拡張する。次になる段階として、税関は条件を満たす保税区、輸出加工区、保税物流園区を統合して保税港区又は総合保税区へとモデルチェンジさせ、最終的に内陸の税関特殊監督管理区域を「総合保税区」へと統合させ、沿海沿岸地方の税関特殊監督管理区域を「保税港区」へと統合させ、機能、政策、管理制度、監督管理モデル等の規範の統一化を実現させる必要がある。

(2009 年 2 月 25 日付の人民網ウェブサイトより抜粋)

- 「独禁法」における「関連市場」の画定に関する見解と簡潔な分析

「関連市場」は独禁法の核心的概念の 1 つであり、「中華人民共和国独占禁止法」(2008 年 8 月 1 日施行、以下「独禁法」という)にて制限する 3 通りの独占行為(独占協定、市場の支配的地位の乱用、事業者の集中)の認定にあたり、いずれもまず「関連市場」の画定を行う必要がある。したがって、科学的、合理的に「関連市場」を画定することが、独占行為を認定するうえで重要な意味をもつ。これについて、商務部は先頃、「関連市場の画定についての手引(草案)」(以下「草案」という)を起草し、「独禁法」第 12 条の中で規定されたやや原則的であった「関連市場」について、具体的、且つ操作性の強い細分化を行っており、「草案」は 2009 年 1 月に商务部ウェブサイトを通してパブリックコメントを募集している。本文では、「草案」とあわせ、「関連市場」の画定について簡潔な解釈と分析を行ってみる。

「関連市場」の本質に対する認識

1. 「関連市場」の画定は独禁法体系において重要な意味をもつ

界定“相关市场”的重要意义体现在：不能界定“相关市场”，则难以判断涉嫌垄断协议的当事方是否具有《反垄断法》所定义的竞争关系；不能界定“相关市场”，则难以判断涉嫌滥用市场支配地位的主体本身是否具有市场支配地位；不能界定“相关市场”，则难以判断经营者集中行为对这一市场可能造成的影响。综上所述，不能界定“相关市场”，则难以认定是否成立《反垄断法》所规制的垄断行为。

2. 界定“相关市场”只是认定垄断行为的手段，而非目的

界定“相关市场”服务于认定垄断行为的目的，但其本身并不是《反垄断法》的立法目的。《反垄断法》的立法目的在于禁止“排除或限制竞争、损害消费者利益的行为”，因此，如果有其他直接证据证明当事方的行为已经明显损害了竞争关系及消费者利益，则所界定的“相关市场”有可能只作为认定是否成立垄断行为的一个参考依据，而非必不可少的要件。

3. “相关市场”是一个无法精确界定的市场

虽然“相关市场”在认定垄断行为中具有重要意义，但其本身是一个不确定的概念。在界定“相关市场”的过程中，不可避免会掺杂主观判断因素。国际经验表明，再完善的法律，也只能罗列界定“相关市场”的要素，由执法者据其综合判断，而无法就其制定公式化的计算标准。“相关市场”的不确定性决定了对是否成立垄断行为的认识也存在不确定性。

对《草案》内容的解析

1. 《草案》对“相关市场”的界定方法

《反垄断法》第12条第2款将“相关市场”定义为：经营者在一定时期内就特定商品或者服务（以下统称为“商品”）进行竞争的商品范围和地域范围。

对此，《草案》进一步将“相关市场”细分为“相关商品市场”（Relevant Product Market）和“相关地域市场”（Relevant Geographic Market）。所谓“相关商品市场”，是指根据商品的特性、用途及价格等因素，可以相互替代的一组或一类商品所构成的市场，主要指被需求者视为具有紧密替代关系的所有商品；由于这些商品具有紧密替代性，因此具有较强的竞争关系，在反垄断执法中可以作为经营者进行竞争的商品范围。所谓“相关地域市

「関連市場」の画定に重要な意味があることは、次のことからわかる。「関連市場」の画定ができないと、独占協定の疑いのある当事者が「独禁法」に定義する競争関係を有するか否かを判断することが難しい。「関連市場」の画定ができないと、市場の支配的地位を乱用した疑いのある主体自身が市場の支配的地位を有しているか否かを判断することが難しい。「関連市場」の画定ができないと、事業者の集中行為がその市場にもたらし得る影響を判断することが難しい。以上から、「関連市場」の画定ができないと、「独禁法」にて制限される独占行為が成立するかどうかを認定することが難しいことがわかる。

2. 「関連市場」の画定は、独占行為の手段を認定するだけであり、それが目的なのではない

「関連市場」の画定は独占行為の目的を認定するのに有益であるが、それ自体が「独禁法」の立法目的というわけではない。「独禁法」の立法目的は「競争を排除し又は制限し、消費者の利益を損なう行為」を禁止することになるため、もしも当事者の行為があきらかに競争関係及び消費者の利益を行っているということを直接に証明する証拠がある場合、画定した「関連市場」は独占行為が成立するかどうかを認定するための参考根拠の1つにしかならず、不可欠な重要な条件ではなくなると思われる。

3. 「関連市場」とは正確に画定することのできない市場である

「関連市場」は独占行為を認定するうえで重要な意味をもつが、それ自体は不確定な概念である。「関連市場」を画定する過程で、主観的な判断要素が入り交ざることは避けられない。どんなに整った法律であろうとも、「関連市場」を定義づける要素を羅列するしかできず、法令執行者がそれらから総合的に判断するしかなく、それについて公式化された計算基準を制定することはできないということが国際的にも経験上から裏付けられている。「関連市場」が不確定であることから、独占行為が成立するかどうかという認識にもやはり不確定な要素が存在している。

「草案」の内容に対する解釈と分析

1. 「草案」による「関連市場」の画定方法

「独禁法」第12条第2項では「関連市場」を、事業者が一定期間内に特定の商品又はサービス（以下「商品」という）について競争を行う商品範囲及び地域範囲であると画定している。

これについて、「草案」は「関連市場」をさらに「関係商品市場」(Relevant Product Market)と「関係地理的市場」(Relevant Geographic Market)に分けている。いわゆる「関係商品市場」とは、商品の特徴、用途及び価格等の要素に基づき、互いに代替できる1組又は1類の商品で形成される市場をいい、主に需要者に緊密な代替関係があるとみなされるすべての商品をいう。これらの商品は緊密な代替性があることから、競争関係が強く、独占禁止法執行の過程において、事業

场”，是指具有紧密替代关系的商品相互竞争的地理区域；相关地域市场范围内的竞争条件基本一致，并明显区别于其他地域市场的竞争条件，在反垄断执法中可以作为经营者进行竞争的地理范围。

在对“相关市场”的界定上，《草案》吸收了传统的功能性界定方法（包括“需求替代性分析法”和“供给性替代分析法”）和目前国际上较为通行的“假定垄断者测试法”（又称为“SSNIP 测试法”。“SSNIP”即“小幅但显著且非暂时性的提价”），并且明确了各类方法的使用顺序。主要内容如下：

	内容	备注
界定方法	需求替代性分析法： 从需求者的角度考察，根据需求者对商品功能用途的需求、质量的认可、价格的接受以及获取的难易程度等因素，确定不同商品之间的替代程度。	该方法考察的是需求的交叉弹性。从需求者角度看，原则上，商品之间的替代程度越高，竞争关系就越强，就越可能属于同一“相关市场”。
	供给性替代分析法： 从经营者的角度考察，在不需要较大投入改造或调整生产设施或承担较大风险的情况下，可以在短期内转而提供具有市场竞争力的其他紧密替代商品的可能性。	该方法考察的是供给替代。原则上，生产设施改造调整的投入越少，承担的额外风险越小，转而提供紧密替代商品越迅速，该商品在市场上的竞争力越强，则供给替代程度就越高，就越可能属于同一“相关市场”。
	假定垄断者测试法： 把市场看作一组产品群或一个区域，寻找最小的产品群（最窄的地理区域）来判断假定垄断者是否能够赢利性的维持高于竞争价格的价格（通常假定增长 5%）至少 1 年，若假定垄断者在最小产品群中实施价格上涨而不能赢利，就把下一个最接近的替代产品加入“相关市场”中并再次运用该方法测	该方法是美国等主要国家目前采用的界定“相关市场”的主要方法。其主要借助经济学分析工具分析所获取的相关数据，进行“相关市场”界定，以帮助解决“相关市场”界定可能出现的不确定性。

者が競争を行う商品範囲とすることができる。いわゆる「関係地理的市場」とは、緊密な代替関係のある商品が互いに競争する地理的区域をいい、関係地理的市場範囲内における競争条件はほぼ一致し、尚且つ、その他の地域市場における競争条件とは明らかに異なり、独占禁止法執行の過程において、事業者が競争を行う地域範囲とすることができる。

「関連市場」の画定において、「草案」は伝統的な機能面での画定方法（「需要代替性分析方法」及び「供給性代替分析法」を含む）及び現在国際的に相対的に通用している「仮想独占者テスト」（又は「SSNIP テスト法」ともいう。「SSNIP」とは「小幅ではあるが有意且つ一時的でない価格引き上げ」のことである）を吸収し、尚且つ各種方法の使用順序を明確にしている。具体的には主に次の通りである。

	内容	備考
画定方法	需要代替性分析法： 需要者の視点に立ち、需要者の商品の機能と用途に対する需要、品質の認可、価格の受入及び獲得する難易度等の要素に基づき、異なる商品どうしての代替度合いを確定することを検討する。	この方法で検討するのは需要の交錯の柔軟性である。需要者の視点に立ち、原則として、商品どうしの代替性が高いほど、競争関係は強くなり、同一の「関連市場」に該当する可能性が高まる。
	供給性代替分析法： 事業者の視点に立ち、相対的に大きな投入による改造又は生産設備の調整、或いは相対的に大きなリスクを負う必要がないという前提で、短期間で市場競争力のあるその他の緊密な代替商品に換えて提供できるようになる可能性を検討する。	この方法で検討するのは供給の代替である。原則として、生産設備を改造し調整した投入が少なければ、負担する想定外リスクも低くなり、緊密な代替商品に換えて提供するのが迅速なほど、当該商品の市場での競争力が高まり、同一の「関連市場」に該当する可能性が高まる。
	仮想独占者テスト法： 市場を 1 組の製品群又は 1 つの区域とみなし、最小の製品群（最も狭い地理的区域）を探し、仮想独占者が利潤を実現させながら競争価格を上回る価格（通常、増幅を 5%と想定する）を少なくとも 1 年維持できるかどうかを判断し、もしも仮想独占者が最小の製品群において価格を引き上げると利潤につながらない場合、次の最も	この方法は米国の主要な国家が現在採用している「関連市場」確定の主要方法である。これは主に経済学分析ツールにより入手した関連データから、「関連市場」を画定することで、「関連市場」画定に発生し得

	<p>试，这一测试过程反复进行一直到假定垄断者可以赢利性地施加一个 5% 的价格上涨为止，这样界定的产品范围和地理区域就构成“相关市场”。</p>	
<p>界定方法的适用顺序</p>	<p>1) 优先适用“需求替代性分析法”； 2) 必要时，辅以“供给性替代分析法”； 3) 适用上述 1)、2) 方法，仍不能明确界定“相关市场”的，可以适用“假定垄断者测试法”。</p>	<p>可见，《草案》在界定方法上，仍以传统的功能性界定方法为主。</p>

	<p>接近する代替製品を「関連市場」に加わえ、再び本方法でテストを行い、このテストの過程で仮想独占者が利潤を実現するという前提のもと価格を 5% 上昇させるときまで繰り返し行い、このように画定した製品の範囲及び地理的区域は「関連市場」を構成する。</p>	<p>る不確定性を解決するのに役立つ。</p>
<p>画定方法の適用順序</p>	<p>1) 「需要代替分析法」を優先して適用する。 2) 必要に応じて、「供給性代替分析法」により補足する。 3) 上述の 1)、2) の方法を適用しても、「関連市場」を画定することができない場合、「仮想独占者テスト法」を適用することができる。</p>	<p>「草案」は画定方法については、伝統的な機能性により画定する方法に重きを置いているのがわかる。</p>

2. 《草案》有关“相关市场”规定的不足之处

和《反垄断法》中仅有的一个条文相比，《草案》进一步明确了“相关市场”的涵义和界定方法，为《反垄断法》提供了具体的执法依据，具有重要意义；同时，《草案》也表明，中国的反垄断审查将可能采用世界上其他法域（例如，美国和欧盟）反垄断机构所通行的原则及方法，进一步提高了中国反垄断机构评估交易的竞争影响所适用的标准的透明度。尽管如此，律师认为，作为一部草案，其至少还存在如下不足：

- 1) 没有制定界定“相关市场”的指导原则。
《草案》所列的三种“相关市场”界定方法，是否能够确保有效界定垄断行为中所涉及到的“相关市场”，难以定论（事实上，美国已在 SSNIP 测试法基础上发展出了“临界损失分析法（Critical Loss Analysis）”，在中国反垄断执法机构缺乏相关执法经验的情况下，《草案》应考虑加入界定“相关市场”需遵循的指导原则，从而使反垄断执法机构在运用各种界定“相关市场”的方法时，同时依据这些指导性原则操作，以尽可能降低“相关市场”界定中的不确定性。
- 2) 没有明确界定“相关市场”的证据规则。界定“相关市场”是一个事实问题。科学、合理的界定“相关市场”，不仅需要清晰有效的规则与方法，更需要具有充足而合理的证据以运用这些建立起来的规则与方法。
- 3) 没有根据不同垄断行为的特征确定“相关市场”的界定方法。如前所述，界定“相关市场”在认定垄断行为中的意义并不相同，因此，对界定方法的要求也并不相同。
《草案》针对三种垄断行为列出了统一适用的“相关市场”界定方法，其做法欠缺科

2. 「草案」の「関連市場」に関する規定の未解決事項

「独禁法」の中にある 1 つの条文と比較した場合、「草案」では「関連市場」に含まれる意味とその画定方法を一層明確にしており、「独禁法」について具体的な法令執行の根拠を提供しており、重要な意味がある。また、「草案」は、中国の独占禁止審査は世界のその他の法域（たとえば、米国及び EC 等）の独占禁止機関で行われている原則及び方法を採用し、中国の独占禁止機関が取引の競争影響力を評価する際に適用する基準の透明性を一層引き上げるものである。しかしながら、1 つの草案としては、少なくとも次の未解決事項が存在するものと筆者は考える。

- 1) 「関連市場」を画定する指導原則が制定されていない。「草案」に列挙された 3 通りの「関連市場」の画定方法は、独占行為が関連してくる「関連市場」を効果的に画定することができるかどうかについてはまだ定説がなく（実際には、米国はすでに SSNIP テスト法をベースに臨界損失分析法(Critical Loss Analysis)を発展させている）、中国の独占禁止法令執行機関はかかる法令執行経験が乏しいという状況下において、「草案」は「関連市場」を画定するにあたって遵守すべき指導原則を追加することにより、独占禁止法執行機関に各種の「関連市場」を画定する方法を運用させると同時に、これらの指導的原則に照らして取り扱わせることで、「関連市場」画定における不確定性をできる限り引き下げようしなければならない。
- 2) 「関連市場」を画定する証拠規則が明確ではない。「関連市場」を画定することは事実上の問題である。「関連市場」を科学的、合理的に確定することは、明晰且つ効果的な規則と方法が必要だけでなく、これらの構築された規則と方法を運用するための十分且つ合理的な

学性。

- 4) 对“相关市场”的界定仍存在表述模糊之处。如《草案》中提出的“紧密替代商品”这一关键概念如何理解，在此后的法律适用中很可能引发新的疑问。

结语

律师已阐述界定“相关市场”在《反垄断法》中的意义，并分析了《草案》为科学界定“相关市场”所做的规定。但是，由于“相关市场”本身具有的不确定性特征，决定了合理界定“相关市场”是一项非常复杂的工作（以后的执法过程中也会如此）。估计《草案》还将有一定规模的修改，律师将持续予以关注。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《中华人民共和国反垄断法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

《关于相关市场界定的指南（草案）》

http://www.gov.cn/gzdt/2009-01/07/content_1198532.htm

（里兆律师事务所 2009 年 02 月 27 日整理编写）

証拠がより必要となる。

- 3) 異なる独占行為の特徴ごとに「関連市場」の画定方法を確定していない。すでに述べたように、「関連市場」を画定することは「独占行為の意味を認定することとは同じではないことから、画定方法に対する要求も異なる。「草案」は 3 通りの独占行為について、統一して適用する「関連市場」の画定方法を列挙しており、そのやり方は科学的根拠に欠ける。
- 4) 「関連市場」の画定には表現上、曖昧な箇所が存在している。たとえば、「草案」中で言われる「緊密な代替商品」という肝心な概念はどのように解釈すべきか、今後の法律の適用にあたって新たな疑問が生じる恐れがある。

まとめ

筆者は「関連市場」の「独禁法」における意味について述べ、且つ「草案」が「関連市場」を科学的に画定するために行った規定を分析したが、「関連市場」自体には不確定な特徴があることから、「関連市場」を合理的に画定することを非常に複雑化している。（今後の法令執行過程においてもそのようになるはずである。）おそらく「草案」は更に多くの修正が入ると思われるため、筆者は引き続き関心を払いたい。

備考：

かかる法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国独占禁止法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

「関連市場の画定についての手引（草案）」

http://www.gov.cn/gzdt/2009-01/07/content_1198532.htm

（里兆法律事務所が 2009 年 2 月 27 日付で作成）